

地方交付税法及び特別会計に関する法律の 一部を改正する法律の概要 (令和2年法律第1号)

総務省
令和2年1月

令和元年度分の地方交付税について、国税5税の減額補正を踏まえ、地方交付税の総額を確保するとともに、今年度発生した災害等に対応するため特別交付税を増額するほか、東日本大震災に係る復興事業等の実施のため震災復興特別交付税を増額するため、国の一般会計からの加算等を行う。

【具体的な内容】

- (1) 国税5税の減額補正に伴う地方交付税の総額の減少額(▲6,496億円)について、国の一般会計からの加算(6,496億円※)を行う。

※ 当該加算額については、令和3年度から令和12年度までの各年度分の地方交付税の総額から減額する。

- (2) 今年度に発生した災害等に対応するため、地方交付税の総額を950億円増額し、その全額を特別交付税とする特例を設けるとともに、交付税特別会計借入金の今年度の償還額を950億円減額する。

(参考)

(単位：億円)

	令和元年度当初	本法案に基づく 加算額	合計
地方交付税総額	161,809	950	162,759
うち特別交付税	9,709	950	10,659

- (3) 東日本大震災に係る復興事業等の実施のため、震災復興特別交付税を504億円増額する。

(参考)

(単位：億円)

	令和元年度当初	本法案に基づく 加算額	合計
震災復興特別交付税額	3,250	504	3,754※

※ このほか、平成30年度からの繰越額が1,467億円ある。

【施行期日】 公布の日